

鶴岡灯油裁判

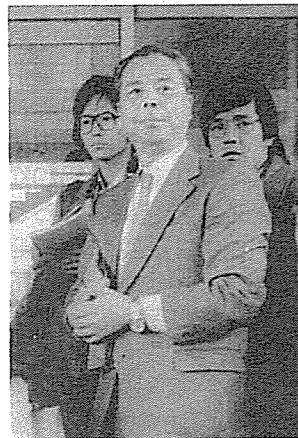
あのひと・このひと

大内 正芳

鶴岡灯油裁判を語る場合この人を外せない、忘れてはならないだろうと思う人について記す。その中には鬼籍に入った方もいるので、主題を「あのひと・このひと」とした。

灯油裁判の何たるかの論点は多々あろうが、このたびは、1,654名もの大原告団を組織し、15年に及ぶ闘いを可能にしたのは何かという切り口から、「あのひと・このひと」について語ろうと思う。

①田村謙士さん



△山形地裁・鶴岡支部で、不当判決に対する抗議集会を準備する田村謙士さん

私が灯油裁判に関わるようになったのは一審の終盤からであるが、公判の後の「反省会」や、次回に向けた「打ち合わせ会議」に出て最初に感じたことは、裁判闘争を楽しむ空気が醸成されている、ということだった。

もちろん初めからそうだったわけではなく、回を重ねる毎に積み上げられてきたのだろうが、田村謙士さんによる会の仕切りは、自然で無理がなく、最後に参加者全員の合意形成をしっかりやり、誰もが満足して帰る、実に見事なものだった。

灯油裁判には「原告代表」はないことになっている。ただ鶴岡生協の理事・監事や多くの班長さんは原告と重なっているので、田村さんは生協組織に乗った形で会を運営した。

誰が指示するでもなく理事長の高橋都三造さん（故人）が開会挨拶し、本日の協議に入っていくのである。

代理人の先生たちの報告が終わり、田村さんが原告の皆さんから意見や質問を求めるために会場を見渡すと、ドッシリ構えている立川常子さんの横で小竹喜恵さんが妙にソワソワしだす光景は毎度のことですっかりおなじみになった。

小竹さんは、「田村さんからいつ指名されるか気が気でなかった」と述懐していたが、田村さんは、発言者が漏らないように、気を遣っていたのである。

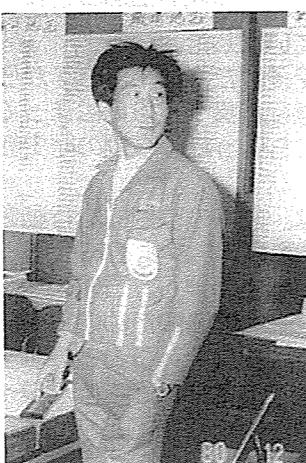
田村さんは、佐藤日出夫さん（故人）から灯油裁判の闘いを立ち上げる際の事務局を務めるよう指示されたということだが、やはり大変だったのは、原告一人一人の損害額の算定だったそうである。予想外の大人数となつたため、共同購入の菅原宮子さん（故人）の協力を得ながら、取りまとめの準備をした。

また、鶴岡の公判では、灯油確保に奔走したこと

証言したり、控訴審に向けて組合員原告と共に灯油小売店をまわり、灯油の仕入れ価格調べを行い、一審判決の不当性を主張するための材料を集めた。

このように、田村さんは、灯油裁判の立ち上げにおける事務局としての任務を果し、「楽しい裁判闘争」の下地をつくった上で、工藤博司さんに後半戦のバトンを渡したのである。

②伊東吉夫さん



▲3000人集会の参加目標の到達状況を確認する伊東さん

伊東吉夫さんも外すわけにはいかない。伊東さんは、裁判闘争が本格化し、ますます忙しくなってきた組織部の仕事を円滑に進めるために、船見幸子さんの補佐として、いわば「組織部の中の事務局」のような仕事をしていた。

班長会議の課題設定、各種学習会の企画、地域共闘への参加などいろいろな課題を手際よくこなすので、船見さんはだいぶ助かっていたようだ。

組織部の仕事は、何をやるにしても「人集め」が軸に

なる。この「人集め」の最高峰が、3,500人を超える大集会となった1980年の「灯油裁判勝利・消費者権利確立のための12・5集会」である。

参加目標3,000人の集会を成功させるための作戦を組み立てたのは伊東さんだった。班長会議での呼びかけ、組織部員による班訪問、友誼団体への協力要請、班長さん宅でのポスター貼り出し、生協ニュースでの宣伝、期限を区切っての集約状況の点検とテコ入れなど、組織を挙げての取り組みをつくりあげた。

温海の山奥の工場が操業を休んで集会に参加することにしたとの報を受けて、班長の工場長さんと社員の皆さんの写真を撮りに行った事を思い出す。

集会当日は、目標をはるかに超える参加者で、人数のカウントは不可能だったため、参加者に渡した記念の買い物袋と大根の数で人数を把握したことは、この大集会の凄さを語るエピソードになった。

伊東さんがつくる「打ち合わせ会議」用のレジュメはたいへん分かりやすく、特に、控訴審に向けての争点一覧は出色的の出来で、原告組合員の理解を深めるのに大いに役立った。

さらに伊東さんは、控訴審への証拠集めのために酒田測候所と港湾事務所に行き、当時の気象と船舶の航行状況を調べ、法廷で証言し、逆転勝訴の一役を担つたのである。

鶴岡灯油裁判は、組合員が主役で闘うことを全うした。そのために、時折表舞台に登場することもあったが、黒子に徹したお二人について、最初に紹介させてもらった。

鶴岡灯油裁判

資料室だより

英國「エネルギー消費の歴史研究プロジェクト」

「今後のエネルギー消費について考える土台を築く」

イギリス・マンチェスター大学 新広記

第5号
2013年10月31日(木)
鶴岡灯油裁判資料室運営委員会
発行責任者/
共立社理事長 松本政裕

以前のニュースレターでもご報告させていただきましたように、英国で行われているエネルギー消費の歴史研究プロジェクトの一環として、2013年6月、マンチェスター大学の新広記が鶴岡灯油裁判資料室を訪問させていただきました。プロジェクトはまだ始まったばかりで、今回の鶴岡訪問は今後数年間にわたって調査を積み重ねていく始めの一歩となります。本稿では、私たちのプロジェクトの基本的な考え方を、灯油裁判資料室の所蔵資料と多少からめつつ、簡単にご説明させていただきたいと思います。

1973年、鶴岡灯油裁判の発端となった灯油不足には、中東の石油産出国の集まりであるOPECというグループによる石油の輸出停止が背景としてありました。けれども、日本各地に波及した石油製品の不足、そして製品不足の恐れから来たパニックは、必ずしもそのすべてが海外の政治的事情や外国からの輸入量の変化が引き起こしたものではありませんでした。世界的な石油危機の以前から、日本における石油製品の価格は徐々に上がりつつあったからです。

ではひるがえって考えてみると、なぜ石油会社はその行動によって人々の生活を左右するほど強大な存在になったのでしょうか。1950年代まで、一部の大都市をのぞいて、日本の家庭における主要な燃料は木炭や薪でした。終戦直後の山形県における家庭燃料の配給が主に木炭であったことからも、一般家庭において木炭が非常に重要であったことが分かります。

この状況は1960年代に大きく変化し、産業用のエネルギー源だけではなく家庭燃料にも、石油系の燃料が多く使われるようになります。この時期、特に冬の寒さが厳しい地方においては、石油系燃料である灯油の使用が急速に広まっていったようです。

木炭や薪のように、消費される場所の近隣で産出あるいは製造・加工されるような燃料であればともかく、その石油のほとんどを海外からの輸入に頼る日本においては、石油系燃料の出所は限られることとなり、そのぶん石油会社の力が必要以上に強くなってしまったのだと言えることができます。このように、いわゆる「エネルギー革命」と呼ばれる木質系から石油系燃料への転換は、一般的な生活にも重大な影響を与えました。

鶴岡灯油裁判の記録を読むことで見えてきた事実のひとつは、大都市に本拠をもつ石油会社が、地方における灯油の重要性についてほとんど理解していないといったことです。人々の生死まで左右しかねない生活必需品を扱っているという自覚を欠いていた石油会社は、灯油裁判の過程において厳しく批判されました。このことは現代の私たちにも重要な教訓を与えてくれるように思われます。

今日の家庭生活において電気とガスは確かに重要ですが、灯油は現在でも広く使われていますし、他の燃料、例えば石炭、木炭、薪などの使用が全くなくなってしまったわけではありません。日本国内でも、そして世界に視野を広げてみるとよりいっそう、家庭燃料の構成要素は必ずしも同じではありません。エネルギーの多様性を知ることは、異なる生活環境や習慣を理解することで、相互に学んだり協力していく可能性を与えてくれます。最近の例では、日本における効率的な炊飯の方法を、インドの地方都市に伝えていくという活動が行われたりしています。私たちのプロジェクトは、生活に根ざした家庭エネルギー消費の多様性を、いくつかの地域と時代の間で比較することによって、今後のエネルギー消費について考える土台を築いていくひとつの試みです。



△資料室来訪の新広記博士（前右）と運営委員の皆さん

鶴岡灯油裁判とエネルギー問題 工藤博司

(1) ユニークな研究テーマ

イギリス・マンチェスター大学の新広記先生達のプロジェクトが取り組んでおられる「エネルギー消費の歴史研究」は、15年間に渡って灯油裁判を闘った

私達から見て、大変ユニークな研究テーマと言えます。

それは、エネルギーと言えば、これまで殆んど生産の視点から問題にされる事が多く、従って、エネルギー政策は国策と深くかかわり、その開発・生産・流通は大企業の利益確保を中心に進められてきました。しかし、新広記先生達のプロジェクト研究はその視点を180度転換し、消費の切り口・消費者の暮らしとのかかわりでも、エネルギーの歴史と現在をさぐり、未来のあり方を描こうとするものです。私達は、灯油裁判を通して、

石油製品という社会的物質を窓口にして、その生産と価格決定や流通などのしくみを知り、石油大手がいかに大きな支配力をもって消費者の利益を踏みにじって来たか。また大企業の利益擁護のために、国の諸機関（当時の通産行政や司法など）がいかに癒着を深めているかを見てきました。併せて、経済活動の中で日本の消費者の置かれている立場がいかに弱いものであるか、従って消費者としての独自の権利を社会的規範として確立させることができ緊急の課題であることを強く主張してきました。

今日、灯油やガソリン価格の暴騰に見られるように、石油製品と消費生活のかかわりは一層深刻の度を増しています。また、福島第一原発の事故は、原子力エネルギーの危機的状況を事実をもって示しており、将来のエネルギー政策がどうあるべきかを、私達消費者にも鋭く提起されています。灯油裁判を闘った私達であればこそ、今日的な状況の中で、あらためて、「エネルギーと消費者」の問題をとらえ直して行く必要があるのではないかでしょうか。

(2) 求められる運動の具体化

灯油裁判に踏み切った1974年当時、灯油は、それまで18L一缶で280円でした。それが生産カルテル、価格カルテルによって400円、さらに450円と値上げされ、消費者は甚大な損失をこうむりました。



【主婦連主催・学習会】 消費者講座「消費者被害賠償訴訟—灯油裁判をてがかりに・パートI」で 宮本康昭弁護士・灯油裁判の重要性を紹介

7月23日、主婦連合会会議室にて消費者講座「消費者被害賠償訴訟—灯油裁判をてがかりに・パートI」が開かれました。講師は灯油裁判の原告代理人を務めた弁護士の宮本康昭さんです。

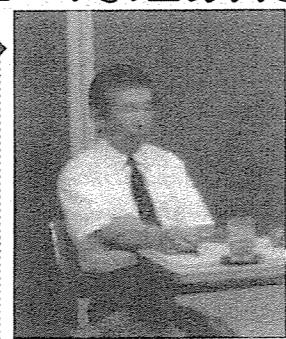
灯油裁判は、石油連盟と石油元売り各社による価格カルテルによって消費者がこうむった損害に対して、1974年、消費者が立ち上がって損害賠償を請求した訴訟です。主婦連の会員13人と、かながわ生協の組合員85人が独禁法訴訟を起こした「東京裁判」と、山形県の鶴岡生協の組合員1654人が民法に基づいて提訴した「鶴岡裁判」があります。

消費者被害の類型の中でも、カルテル・再販による消費者被害のような多数・小額の被害は、最も訴訟がやりにくく、費用的に割に合わないものと言われています。灯油裁判は、それまで違法なカルテルによる値上げと確定されても、それによって不法に企業が得た利益が還元されないばかりか、価格も据え置かれていたことに対して、困難を承知の上で、消費者の権利回復のために起こされた裁判です。消費者には裁判を起こすお金も、専門知識も、情報も不足しています。灯油裁判ではそれを補うように、法律や企業会計学の専門家、行政（公取、経企庁）、企業関係者、業界紙などが、本来の利害を超えてまでも助言やサポートを行なったことを宮本さんは紹介されました。財政支援は東京都の消費者訴訟資金援助の仕組みが使われました。

2013年の冬を前にして、灯油は18L一缶1,800円にもなろうとしています。この異常な値上がりの原因は、原油取引市場への投機によるものです。これは、経済の拡大などによるものではなく、明らかに石油メジャーの支配力強化や、世界的余剰資金の投機が生み出したものです。エスカレートした大企業の横暴が消費生活を直撃しているのです。私達は、灯油裁判当時とはまた違った切実さをもって灯油をめぐる国際的情勢・石連・石油元売は何をしているのか、灯油に関する行政は何をし、どうあるべきか、消費者が安心して灯油を手に入れるための「法」のあり方などについて学び、新しい運動課題を構築する必要があります。

一方、原発への対処と共に、自然を生かしたエネルギーのあり方についても消費者の立場から、広く議論をまきおこすことも必要でしょう。水力や風力など、比較的簡単な技術で、しかも小規模な設備で可能なエネルギーの生産については、協同組合がその主体になって民主的事業を展開することも可能です。

「消費の立場からのエネルギー研究」という、新広記先生達のプロジェクトの研究成果が、私達のあらたなエネルギーへの運動の取り組みとあいまって進められるよう期待しています。



▲宮本康昭弁護士

そのうち17名が選定当事者となりました。しかし宮本さんは、17名におまかせするのではなく、1654名の組合員全員が当事者のつもりで対応し、選定当事者と組合員を分けなかつたと言わされました。審級ごとに全員の意思を確認して委任状を集めました。損害の補償という目的ではなく、消費者の権利回復を目的として10年以上に及ぶ長い裁判を闘うには、多くの消費者が自分の問題であると考え、傍聴席にいても、自分の裁判だという意識で参加することが重要だと述べられました。

灯油裁判は結局原告敗訴でおわりましたが、この裁判を契機に民事訴訟法248条がつくられるなど消費者の権利の前進に貢献したものとして、消費者運動の歴史の中で輝きを失うことはないでしょう。

《主婦連だより 2013年8月号より転載》

戦争と石油

消費者と灯油

脇山 淑子



たしか、8月15日の終戦記念日の頃だったと思います。朝のNHKラジオの「ビジネス展望」で、経済ジャーナリストのカクライさんが「日本が太平洋戦争を始めた原因のひとつは石油だった」と話していました。

「あれ? そうだった?」去年から戦時体験記録集づくりにはまっている私は、高校に進学した孫にもらった中学校の歴史教科書を開いてみました。

そこには確かに「アメリカは、日本の侵略的な行動を強く警戒し、日本がフランス領インドシナを占領すると、日本に対する軍需物資の輸出を制限し、石油の輸出も禁じました。こうして、日中戦争解決のための日米交渉もうまくいかなくなるなか、日本はアメリカとの戦争を決意しました。1941年12月8日、日本はハワイの真珠湾を奇襲し、太平洋戦争が始まりました。」と書いてあります。

戦争で使う飛行機、艦船、車両などの燃料には大量の石油が必要です。国内での生産量は少ないので、太平洋戦争が始まると、日本はインドネシア、ボルネオ、ビルマなど東南アジアの占領地から石油を調達していました。しかし、輸送船が破壊されたり、占領地が奪い返されるなど敗北が続き、敗戦の前年1944年10月には、飛行機の燃料も乏しくなり、政府の最高戦争指導会議で「松根油等緊急増産対策措置要綱」が策定され、全国的に松根油増産運動が展開されるほどでした。

でも、戦時中、一般家庭では石油の連産品である灯油を燃料に使うことはありませんでした。

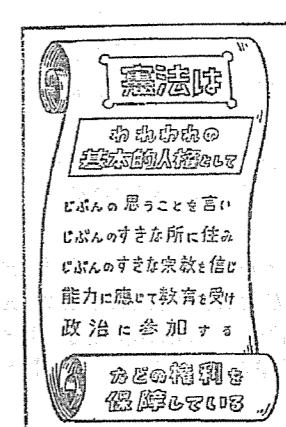
敗戦後日本に進駐したGHQは、1945年10月に「日本の石油製品に関する覚書」を発表し「日本の石油製品の在庫は、内務省を通じて必要産業及び消費者に正当なる機関によって配給されるべきものである。」と言っていますが、一般家庭には関係のないことでした。生活するうえで人が採暖や炊飯に火を使い始めたことを、住宅における暖房のはじまりとするならば、住宅と暖房との関係は、ずいぶん長い歴史があるように思われます。しかし、日本の住宅の歴史のなかで、暖房技術というものは、団炉裏、火鉢、炬燵と、古代～近年まで、ほとんど特筆すべき改良・発展がなかったようです。日本ではこのほかカイロ、湯たんぽなどによって、わずかに手足を温めて冬をしのぐことを慣習としており、このような採暖形式は、部屋全体を温めるものではなく、身体だけを温めるという意味で、「暖房」ではなく「暖身」とよばれています。有名な暮らしの雑誌に石油ストーブのテストの記事がはじめて載ったのは1960年だそうです。それは、日本の住宅暖房の主体が「火鉢や炬燵」⇒「ストーブ」に移ったことをあらわす住宅暖房の歴史

のなかで非常に大きな事件であり、ここから「暖身」⇒「暖房」と、住宅暖房の歴史がはじまるといわれるほどです。

日本の住宅暖房技術は、さらに1990年代からは、エアコンや床暖房などによる複数の暖房提案が増加し、急速に普及発展しているといわれています。

1989年3月10日最高裁判所で、灯油裁判の原告代表の金山喜久子さんは「東北に住む私たちの生活にとって、灯油は米よりも大事な生活の必需品です」と弁論しました。

いつごろから私たちは灯油を米よりも大切な燃料として使うようになったのだろうかと気になり、久しぶりに灯油裁判対策会議がまとめた「主婦たちの灯油裁判」(花伝社)のページをめくりました。「1960年代に入ってから政府の政策として進められてきた、国内産石炭から安価な輸入石油へのエネルギーの転換、いわゆる「エネルギー革命」が家庭に及んできた結果1965年ころ、家庭用暖房エネルギーの主役が石炭から灯油へと、劇的な変化を遂げていきました。」と明記されており、そういうえば我が家でも…と思いました。石油元売り会社が系列化を利用して国際情勢の変化などを口実に高い灯油を消費者に売りつけ、大きな利益を挙げていること、これに対抗して生協などの灯油共同購入運動がひろがり、ヤミカルテルによる損害賠償を求める灯油裁判に結びついていったことなどが走馬灯のように頭をよぎります。



振り返ってみると、灯油裁判の原告のみなさんは、生き延びることさえ大変だった太平洋戦争下での厳しい生活を経て、新憲法のもとで生まれた生協運動に参加し、火鉢、炬燵の生活から、灯油を住宅暖房などに使う「エネルギー革命」を体験しつつ、消費者の権利確立を求めて、裁判に立ち上がるという、激動の時代の証言者なのです。原告だけでなく、生協OB、名誉役員の方たちも含めて、どんな暮らしをしてきたか、生協運動や灯油裁判への思い、これから的生活環境やエネルギーの問題などについてどう考えているか、などざっくばらんに語り合えば、その記録はそのまま灯油裁判資料室の資料として、貴重な未来への伝言になるのではないでしょうか。

私は共立社総代会で各地域の名誉役員の方たちにお会いしたとき、口々に「集まりたいね、話がしたいね」と言われ、とても心が痛みました。生協として願いに応えていただけないものでしょうか。

